第五十七条の二第九号中「防災地理調査」を「災害の防止に資する地理調査」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十　情報通信システムを利用した災害、防災に関する地理調査等に関する成果及び資料の検索及び提供に関すること。

十一　前号に掲げる調査及び研究を行うこと（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）。

第五十七条の三を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十二条において」を「以下」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（適正業務管理官）

第三条の二　各地方整備局に、それぞれ適正業務管理官一人を置く。

2　適正業務管理官は、命を受けて、地方整備局の所掌事務（港湾空港関係事務に関することを除く。）のうち、法令を遵守させるための指導その他の業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを整理する。

第五条第十三号中「社会資本整備事業特別会計及び」を削り、「特定国有財産整備勘定」の下に「及び自動車安全特別会計の空港整備勘定」を加える。

第六条第一項第十六号中「第五十五条の二第三号」を「第五十五条の三第二項第三号」に改める。

第七条第八号中「宅地建物取引業者」の下に「、不動産特定共同事業者」を加え、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。

第二十二条第二項中「並びに社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び業務勘定」を削る。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「北陸地方整備局」の下に「、近畿地方整備局」を加える。

第三十八条第二項中「東北地方整備局」を削り、「除き」の下に「、東北地方整備局」を加える。

第三十八条の三第一項中「関東地方整備局」を「東北地方整備局、関東地方整備局」に改める。

第四十五条第二項中「東北地方整備局」の下に「、関東地方整備局」を加える。

第四十六条第一項中「東北地方整備局、関東地方整備局及び」を削る。

第四十七条の四第一項中「関東地方整備局、」を削る。

第四十八条第一項中「東北地方整備局及び」を削り、第四十八条の二を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

（河川保全専門官）

第四十八条の二　河川部に、河川保全専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　河川保全専門官は、河川の保全その他の管理に関する事務のうち、河川管理施設等（河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう。）の維持又は修繕に関する調整、指導及び監督に関する事務を行う。

第五十四条の四第一項中「十七人」を「六十二人（うち四十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改め、「置く。」の下に「ただし、一の地方整備局に置かれる道路構造保全官は十七人以内とする。」を加える。

第五十五条の十三を第五十五条の十六とし、第五十五条の十二を第五十五条の十五とし、第五十五条の十一を第五十五条の十四とし、第五十五条の十を第五十五条の十三とし、第五十五条の九の二を第五十五条の十二とし、第五十五条の九を削り、第五十五条の八の二を第五十五条の十一とし、第五十五条の八を第五十五条の十とし、第五十五条の七を第五十五条の九とし、第五十五条の六第二項中「港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）」を「港湾等」に改め、同条を第五十五条の八とする。

第五十五条の五を第五十五条の七とし、第五十五条の四を第五十五条の六とし、第五十五条の三を第五十五条の五とし、第五十五条の二の二第二項第二号の次に次の三号を加え、同条を第五十五条の四とする。

三　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査（工事の監査を含む。以下この条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十三条及び第百十四条において同じ。）に関すること。

四　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る工事の検査に関すること。

五　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する工事の検査に関すること。

第五十五条の二を第五十五条の三とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

（計画管理官）

第五十五条の二　港湾空港部に、計画管理官一人を置く。

2　計画管理官は、次に掲げる事務を整理する。

一　港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）に関する施設の整備及び保全に関する計画に関すること。

二　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る船舶及び機器の整備に関する計画に関すること。

三　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備に関する事務のうち工事に関する計画に関すること。

四　港湾等並びに空港等に関する国の直轄の土木施設に係る状況、気象、水位及び地形に関する情報その他の情報の収集、処理及び提供に関すること。

第六十条の二第一項中「関東地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局の」を削る。

第六十五条第一項中「及び適正業務指導官一人」を削る。

第六十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及び管理所（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

第七十一条第三号中「社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び業務勘定並びに」を削る。

第七十二条第四号中「社会資本整備事業特別会計の港湾勘定、」を「自動車安全特別会計の」に改め、同号中「及び業務勘定」を削る。

第七十三条の二を削る。

第八十一条第八号中「宅地建築物取引業者」の下に「、不動産特定共同事業者」を加え、同条中第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。

第八十三条第一号中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

第八十三条の三第一号中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改め、同条第三号中「宅地建物取引業者」の下に「、不動産特定共同事業者」を加える。

第百三十六条第一項中「五百六十六人」を「五百五十八人」に改める。